

令和2年葉山町議会第1回臨時会提出議案

- | | | | | |
|----|---|---|---|--------------------------|
| 議案 | 1 | 令和2年度葉山町一般会計補正予算（第1号） | } | 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり |
| | 2 | 令和2年度葉山町下水道事業会計補正予算（第1号） | | |
| | 3 | 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 4 | 専決処分の承認について
【葉山町介護保険条例の一部を改正する条例】
別紙「条例の概要」のとおり | | |

令和2年度 第1回臨時会補正予算案について

補正予算案の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する当町の緊急対策経費として、次のとおり一般会計補正予算案を編成しました。(総額 3,417,407 千円の増額補正)

歳入

①(国) 特別定額給付金給付事業補助金 (歳出①充当)	3,311,317 千円
②(国) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金 (歳出②-1 充当)	37,168 千円
③(国) 地方創生臨時交付金 (歳出②-2、④、⑤-1、-2、-3、-4 充当)	67,741 千円
④(国) 介護保険事業費補助金 (歳出③充当)	981 千円
⑤(寄附) 新型コロナウイルス感染症対策寄附金 (歳出⑤-4 充当)	200 千円

歳出 (※歳出超過分は、予備費減額により調整)

①町民への支援	3,311,317 千円
→新型コロナウイルス感染症の感染拡大による家計への影響緩和のため給付金を支給 対象者1人につき100千円 ※4/27 住民基本台帳 32,919人	
②子育て世帯への支援	39,574 千円
②-1 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の生活支援のため給付金を支給 児童手当受給者に対し、対象児童1人につき10千円	37,168 千円
②-2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親世帯の生活支援のため給付金を支給 対象世帯に対し20千円(年度内に再支給予定あり)	2,406 千円
③高齢者への支援	1,474 千円
→新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出自粛している高齢者に対して健康維持に関する情報提供等を行う。	
④中小企業・小規模事業者への支援	52,000 千円
→新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小・小規模事業者へ支援金を支給 売上が減少(20%以上)した事業者に対し10万円(年度内に再支給予定あり)	
⑤その他の感染拡大防止対策経費	13,535 千円
⑤-1 職員用マスク購入経費(8,000枚)	396 千円
⑤-2 救急業務における感染症対策経費 マスク、ゴーグル、エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、ガーゼ、殺菌線ロッカー等	1,529 千円
⑤-3 避難所等における感染症対策経費 マスク、個人防護用具、体温計、床マット、次亜塩素酸水配布用タンク、組立式洋式便所、簡易間仕切り等	7,989 千円
⑤-4 小・中学校における感染症対策経費 給食施設を活用した昼食提供(食材、容器)、卒業式DVD、教材等の郵送	3,621 千円

【下水道事業会計】

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、感染拡大防止対策として、葉山浄化センターによる事務執行環境を整備(ネットワーク環境の回線工事) 987 千円

条例の概要

題名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）を支給するため、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 給与等の支払を受ける被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがあり、療養のため労務に服することができないときは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以降の就労不能日数に係る傷病手当金を、当該被保険者の属する世帯主に対して支給することとした。
- (2) 傷病手当金の額は、1日につき、支給を始める日の属する月の前月から直近3月間の給与等の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額（健康保険法に規定する最高等級の標準報酬月額を30で除した額の3分の2に相当する額を上限とする。）とすることとした。
- (3) 傷病手当金の支給は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間とすることとした。
- (4) 傷病手当金が支給される期間において、給与等の支払い又は他の給付金の給付を受けることができる者に対しては、傷病手当金の支給調整を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合に適用することとした。

条例の概要

題名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

介護保険法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

令で規定されている保険料の減額賦課の基準が改正されたことに伴い、第1号被保険者について、令和2年度の保険料率を次のとおりとすることとした。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 17,280円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 25,920円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 38,592円

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。